

答 申 書
(答申第99号)
平成21年11月25日

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求に対し、アカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙1に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、実施機関がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（以下「本件基礎資料」という。）は存在しないことを理由として、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件諮問事案に係る39件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、実施機関が行った補正命令に対し提出された説明責任の履行を命じる文書（以下「アカウントビリティー履行命令書」という。）の本件基礎資料に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

異議申立人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 本件に係る事実について

平成18年12月25日付けで本件異議申立人から、実施機関が行った公文書一部開示決定処分に対する異議申立てが提起されたが、その記載事項に不備があったことから、実施機関は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第21条に基づき、平成19年1月29日付けで補正命令を異議申立人に対し行った。

これに対し、異議申立人から平成19年2月8日付けでアカウントビリティー履行命令書の送付があり、補正命令に対しての説明を求められたことから、平成19年2月9日付けで異議申立人に対し、補正命令の内容について回答を行ったところである。

異議申立人からは、以後も実施機関に対し、アカウントビリティー履行命令書の提出があったが、平成19年6月21日付けのアカウントビリティー履行命令書に、説明責任履行の要請を無視する理由と根拠となる法令の回答を求める旨記載されていたことから、平成19年6月28日付けで、異議申立人に対し回答を行ったところ、この回答については、受け取る理由がないものとして平成19年6月30日付け

で返送され、さらに、その後も異議申立人から実施機関に対し、アカウントビリティー履行命令書の提出が続いているものである。

なお、実施機関が行った補正命令については、期限までに異議申立人から補正書の提出はなかったが、平成19年2月8日付けのアカウントビリティー履行命令書の内容から、補正命令の内容を推察される部分があることから、平成18年12月25日付けの異議申立ては、平成19年3月7日付けで受理決定し、同月14日付けで北海道情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行ったところである。

(イ) 本件基礎資料について

異議申立人は、アカウントビリティーが不履行であると主張しているが、上記のとおり、平成19年2月9日及び同年6月28日付けで回答しているものであり、異議申立人がその回答を認めていないものである。

このように、アカウントビリティー履行命令書については、既に回答を行っており、異議申立人に対する説明責任は果たされていると判断しているものであり、アカウントビリティー不履行との判断はしていないものである。

したがって、異議申立人が主張している本件基礎資料は存在しないことから、本件処分は適当である。

イ 当審査会は、アカウントビリティー履行命令書に係る本件基礎資料については、平成21年6月4日付け北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第92号（以下「答申第92号」という。）において、「当審査会としては、あくまでも条例の規定により実施機関が行った本件処分（公文書不存在通知）の妥当性を判断するものであり、『アカウントビリティー履行命令書は回答を行っているものであり、不履行とする判断は行っていないことから、本件基礎資料は存在しない』との実施機関の主張については、異議申立人に対する説明責任が果たされているかどうかはともかくとして、必ずしも不自然とは言えない。したがって、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当である」と判断している。

当審査会としては、本件諮問事案において、答申第92号の判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成21年 9 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号274～280） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成21年 9 月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規諮問事案の報告（諮問番号274～280） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成21年 9 月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号283～290） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成21年 9 月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規諮問事案の報告（諮問番号283～290） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号294～300） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成21年 9 月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規諮問事案の報告（諮問番号294～300） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成21年 9 月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号303～312） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成21年10月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号313～319） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成21年10月 5 日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異議申立人の意見陳述（諮問番号274～280, 283～290） ○ 審議（諮問番号274～280, 283～290）
平成21年10月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規諮問事案の報告（諮問番号303～319） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託

平成21年11月9日 (第三部会)	○ 審議
平成21年11月24日 (第43回審査会)	○ 答申案審議
平成21年11月25日	○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の内容

1 諮問番号274

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月7日收受（受理）した、平成21年5月6日付け「アカウントビリティ履行再々＝796字数命令書」（アカウントビリティ履行要請798回目、履行期限817日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

2 諮問番号275

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月7日收受（受理）した、平成21年5月7日付け「アカウントビリティ履行再々＝797字数命令書」（アカウントビリティ履行要請799回目、履行期限818日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

3 諮問番号276

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月8日收受（受理）した、平成21年5月8日付け「アカウントビリティ履行再々＝798字数命令書」（アカウントビリティ履行要請800回目、履行期限819日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

4 諮問番号277

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月11日收受（受理）した、平成21年5月9日付け「アカウントビリティ履行再々＝799字数命令書」（アカウントビリティ履行要請801回目、履行期限820日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

5 諮問番号278

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月11日收受（受理）した、平成21年5月10日付け「アカウントビリティ履行再々＝800字数命令書」（アカウントビリティ履行要請802回目、履行期限821日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

6 諮問番号279

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月11日收受（受理）した、平成21年5月11日付け「アカウントビリティ履行再々＝801字数命令書」（アカウントビリティ履行要請803回目、履行期限822日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

7 諮問番号280

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月12日收受（受理）した、平成21年5月12日付け「アカウントビリティ履行再々＝802字数命令書」（アカウントビリティ履行要請804回目、履行期限823日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行

行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

8 諮問番号283

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月13日收受（受理）した、平成21年5月13日付け「アカウントビリティ履行再々＝803字数命令書」（アカウントビリティ履行要請805回目、履行期限824日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

9 諮問番号284

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月14日收受（受理）した、平成21年5月14日付け「アカウントビリティ履行再々＝804字数命令書」（アカウントビリティ履行要請806回目、履行期限825日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

10 諮問番号285

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月15日收受（受理）した、平成21年5月15日付け「アカウントビリティ履行再々＝805字数命令書」（アカウントビリティ履行要請807回目、履行期限826日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

11 諮問番号286

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月18日收受（受理）した、平成21年5月16日付け「アカウントビリティ履行再々＝806字数命令書」（アカウントビリティ履行要請808回目、履行期限827日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

12 諮問番号287

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月18日收受（受理）した、平成21年5月17日付け「アカウントビリティ履行再々＝807字数命令書」（アカウントビリティ履行要請809回目、履行期限828日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

13 諮問番号288

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月18日收受（受理）した、平成21年5月18日付け「アカウントビリティ履行再々＝808字数命令書」（アカウントビリティ履行要請810回目、履行期限829日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

14 諮問番号289

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月19日收受（受理）した、平成21年5月19日付け「アカウントビリティ履行再々＝809字数命令書」（アカウントビリティ履行要請811回目、履行期限830日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行

行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

15 諮問番号290

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月20日收受（受理）した、平成21年5月20日付け「アカウントビリティ履行再々＝810字数命令書」（アカウントビリティ履行要請812回目、履行期限831日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

16 諮問番号294

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月21日收受（受理）した、平成21年5月21日付け「アカウントビリティ履行再々＝811字数命令書」（アカウントビリティ履行要請813回目、履行期限832日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

17 諮問番号295

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月22日收受（受理）した、平成21年5月22日付け「アカウントビリティ履行再々＝812字数命令書」（アカウントビリティ履行要請814回目、履行期限833日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

18 諮問番号296

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月25日收受（受理）した、平成21年5月23日付け「アカウントビリティ履行再々＝813字数命令書」（アカウントビリティ履行要請815回目、履行期限834日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

19 諮問番号297

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月25日收受（受理）した、平成21年5月24日付け「アカウントビリティ履行再々＝814字数命令書」（アカウントビリティ履行要請816回目、履行期限835日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

20 諮問番号298

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月25日收受（受理）した、平成21年5月25日付け「アカウントビリティ履行再々＝815字数命令書」（アカウントビリティ履行要請817回目、履行期限836日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

21 諮問番号299

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月26日收受（受理）した、平成21年5月26日付け「アカウントビリティ履行再々＝816字数命令書」（アカウントビリティ履行要請818回目、履行期限837日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行

行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

22 諮問番号300

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月27日收受（受理）した、平成21年5月27日付け「アカウントビリティー履行再々＝817字数命令書」（アカウントビリティー履行要請819回目、履行期限838日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

23 諮問番号303

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月28日收受（受理）した、平成21年5月28日付け「アカウントビリティー履行再々＝818字数命令書」（アカウントビリティー履行要請820回目、履行期限839日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

24 諮問番号304

「総務部人事局法制文書課」が平成21年5月29日收受（受理）した、平成21年5月29日付け「アカウントビリティー履行再々＝819字数命令書」（アカウントビリティー履行要請821回目、履行期限840日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

25 諮問番号305

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月1日收受（受理）した、平成21年5月30日付け「アカウントビリティー履行再々＝820字数命令書」（アカウントビリティー履行要請822回目、履行期限841日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

26 諮問番号306

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月1日收受（受理）した、平成21年5月31日付け「アカウントビリティー履行再々＝821字数命令書」（アカウントビリティー履行要請823回目、履行期限842日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

27 諮問番号307

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月1日收受（受理）した、平成21年6月1日付け「アカウントビリティー履行再々＝822字数命令書」（アカウントビリティー履行要請824回目、履行期限843日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

28 諮問番号308

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月2日收受（受理）した、平成21年6月2日付け「アカウントビリティー履行再々＝823字数命令書」（アカウントビリティー履行要請825回目、履行期限844日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行

行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

29 諮問番号309

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月3日收受（受理）した、平成21年6月3日付け「アカウントビリティ履行再々＝824字数命令書」（アカウントビリティ履行要請826回目、履行期限845日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

30 諮問番号310

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月4日收受（受理）した、平成21年6月4日付け「アカウントビリティ履行再々＝825字数命令書」（アカウントビリティ履行要請827回目、履行期限846日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

31 諮問番号311

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月5日收受（受理）した、平成21年6月5日付け「アカウントビリティ履行再々＝826字数命令書」（アカウントビリティ履行要請828回目、履行期限847日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

32 諮問番号312

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月8日收受（受理）した、平成21年6月6日付け「アカウントビリティ履行再々＝827字数命令書」（アカウントビリティ履行要請829回目、履行期限848日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

33 諮問番号313

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月8日收受（受理）した、平成21年6月7日付け「アカウントビリティ履行再々＝828字数命令書」（アカウントビリティ履行要請830回目、履行期限849日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

34 諮問番号314

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月8日收受（受理）した、平成21年6月8日付け「アカウントビリティ履行再々＝829字数命令書」（アカウントビリティ履行要請831回目、履行期限850日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

35 諮問番号315

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月9日收受（受理）した、平成21年6月9日付け「アカウントビリティ履行再々＝830字数命令書」（アカウントビリティ履行要請832回目、履行期限851日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行

行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

36 諮問番号316

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月10日收受（受理）した、平成21年6月10日付け「アカウントビリティー履行再々＝831字数命令書」（アカウントビリティー履行要請833回目、履行期限852日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

37 諮問番号317

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月11日收受（受理）した、平成21年6月11日付け「アカウントビリティー履行再々＝832字数命令書」（アカウントビリティー履行要請834回目、履行期限853日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

38 諮問番号318

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月12日收受（受理）した、平成21年6月12日付け「アカウントビリティー履行再々＝833字数命令書」（アカウントビリティー履行要請835回目、履行期限854日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

39 諮問番号319

「総務部人事局法制文書課」が平成21年6月15日收受（受理）した、平成21年6月13日付け「アカウントビリティー履行再々＝834字数命令書」（アカウントビリティー履行要請836回目、履行期限855日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）